## GRI G4ガイドライン対照表

当社のサステナビリティ報告は、GRIの「サステナビリティ・レポーティング・ガイドライン第4版」 (G4)を参照しています。

## ■一般標準開示項目

戦略および分析				
項目 準拠		-	掲載箇所	
			レポートスミセイ	ウェブサイト
1	中核	a. 組織の持続可能性の関連性と組織の持続性に取り組むための戦略に関して、組織の最高意思決者(CEO、会長またはそれに相当する上級幹部)の声明	P6-9	-
2	包括	a. 主要な影響、リスクと機会	P3 P6-9 P117-119	-

組織のプロフィール						
項目	準拠	指標		<b>箇所</b>		
		1-11 - 1-11	レポートスミセイ	ウェブサイト		
3	中核	a. 組織の名称	P1	<u>会社概要</u>		
4	中核	a. 主要なブランド、製品およびサービス	P20-21 P44-55	<u>商品一覧</u> <u>ご契約者向けサービス</u> <u>のご案内</u> <u>法人のご契約者向け</u> <u>サービスのご案内</u>		
5	中核	a. 組織の本社の所在地	P1 P108	<u>会社概要</u>		
6	中核	a. 組織が事業展開している国の数、および組織が重要な事業所を有している国、報告書中に掲載している持続可能性のテーマに特に関連のある国の名称	P26-28 P113-114	子会社等 海外事業への取組み		
7	中核	a. 組織の所有形態や法人格の形態	P1 P76	<u>会社概要</u> <u>相互会社の運営につい</u> <u>て</u>		
8	中核	a. 参入市場(地理的内訳、参入セクター、顧客および受益者の種類を含む)	P26-28 P108-110 P113-114	ご来店窓口のご案内 海外事業への取組み		
		a. 組織の規模(次の項目を含む) 総従業員数 総事業所数	P1	<u>会社概要</u>		
9	中核	純売上高(民間組織について)、純収入(公的組織について) 株主資本および負債の内訳を示した総資本(民間組織について) 提供する製品、サービスの量	P8-9 P34-42 P108	<u>業績案内</u>		
		a. 雇用契約別および男女別の総従業員数 b. 雇用の種類別、男女別の総正社員数 c. 従業員・派遣労働者別、男女別の総労働力 d. 地域別、男女別の総労働力		- - -		
10	中核	e. 組織の作業の相当部分を担う者が、法的に自営業者と認められる労働者であるか否か、従業員や請負労働者(請負業者の従業員とその派遣労働者を含む)以外の者であるか否か	P108	-		
		f. 雇用者数の著しい変動(例えば観光業や農業における雇用の季節変動)	該当なし	該当なし		
11	中核	a. 団体交渉協定の対象となる全従業員の比率	-	-		
12	中核	a. 組織のサプライチェーン	-	-		

		a. 報告期間中に、組織の規模、構造、所有形態または サプライチェーンに関して重大な変更が発生した場合 はその事実。例えば	該当なし	該当なし
13	中核	所在地または事業所の変更(施設の開設や閉鎖、拡張 を含む)	-	-
		株式資本構造の変化、その他資本の形成、維持、変更 手続きの実施による変化(民間組織の場合)	該当なし	該当なし
		サプライヤーの所在地、サプライチェーンの構造、また はサプライヤーとの関係の変化(選択や終了を含む)	該当なし	該当なし
外部の	イニシアラ	ティブへのコミットメント		
14	中核	a. 組織が予防的アプローチや予防原則に取り組んでいるか否か、およびその取り組み方	P93-98	-
15	中核	a. 外部で作成された経済、環境、社会憲章、原則あるいはその他のイニシアティブで、組織が署名または支持したもの	P32	「グローバル・コンパク ト」への参加 日本版スチュワードシッ プ・コードへの対応につ いて 国連PRIへの賛同
		a. (企業団体など)団体や国内外の提言機関で、組織が次の項目に該当する位置付けにあるものについて、 会員資格を一覧表示する	-	
16	中核	ガバナンス組織において役職を有しているもの	-	<u>「グローバル・コンパク</u>
'	T1X	プロジェクトまたは委員会に参加しているもの	_	<u>ト」への参加</u>
		通常の会員資格の義務を超える多額の資金提供を 行っているもの	-	
		会員資格を戦略的なものとして捉えているもの	-	

特定され	<u> </u>	リアルな側面とバウンダリー		
項目	準拠	指標	掲載箇所	
			レポートスミセイ	ウェブサイト
17	中核	a. 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっているすべての事業体 b. 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっている事業体	P105 P113-114	-
18	中核	a. 報告書の内容および側面のバウンダリーを確定する ためのプロセス b. 組織が「報告内容に関する原則」をどのように適用し たか	P59	-
19	中核	a. 報告書の内容を確定するためのプロセスで特定した すべてのマテリアルな側面	-	-
20	中核	a. 各マテリアルな側面について、組織内の側面のバウンダリー 当該側面が組織内でマテリアルであるか否かを報告する 当該側面が、組織内のすべての事業体(G4-17による)にとってマテリアルでない場合、次の2つの方法のどちらかを選択して報告する G4-17の一覧に含まれており、その側面がマテリアルでない事業体または事業体グループの一覧、または、G4-17の一覧に含まれており、その側面がマテリアルである事業体または事業体グループの一覧 組織内の側面のバウンダリーに関して具体的な制限事項があれば報告する	- -	-
21	中核	a. 各マテリアルな側面について、組織外の側面のバウンダリーを次の通り報告する。 当該側面が組織外でマテリアルであるか否かを報告する。 当該側面が組織外でマテリアルである場合には、当該側面がマテリアルである事業体または事業体グループ、側面がマテリアルとされる理由となった要素を特定する。また、特定した事業体で当該側面がマテリアルである地理的所在地を記述する 組織外の側面のバウンダリーに関する具体的な制限事項があれば報告する	-	-
22	中核	a. 過去の報告書で提供した情報を修正再記述する場合には、その影響および理由	-	-

ステークホルダー・エンゲージメント					
項目	準拠	指標	掲載箇所		
			レポートスミセイ	ウェブサイト	
24	中核	a. 組織がエンゲージメントしたステークホルダー・グ ループの一覧	P3	<u>CSR経営方針</u>	
25	中核	a. 組織がエンゲージメントしたステークホルダーの特定 および選定基準	P3	<u>CSR経営方針</u>	
26	中核	a. ステークホルダー・エンゲージメントへの組織のアプローチ方法(種類別、ステークホルダー・グループ別のエンゲージメント頻度など)、またエンゲージメントを特に報告書作成プロセスの一環として行ったものか否か	P3 P44-47	<u>CSR経営方針</u>	
27	中核	a. ステークホルダー・エンゲージメントにより提起された 主なテーマや懸念、およびそれに対して組織がどう対 応したか(報告を行って対応したものを含む)。また主な テーマや懸念を提起したステークホルダー・グループ	P44-47 P78-82	<u>お客さま満足の向上</u>	

報告書	報告書のプロフィール				
項目	準拠	指標	掲載箇所		
			レポートスミセイ	ウェブサイト	
28	中核	a. 提供情報の報告期間(会計年度、暦年など)	P59	-	
29	中核	a. 最新の発行済報告書の日付(該当する場合)	表紙 P1	平成27年度決算のご報 告(CSRレポート統合版)	
30	中核	a. 報告サイクル(年次、隔年など)	表紙 P1	平成27年度決算のご報告(CSRレポート統合版)	
31	中核	a. 報告書またはその内容に関する質問の窓口	P1 裏表紙	-	
GRI内容	索引				
32	中核	a. 組織が選択した「準拠」のオプション b. 選択したオプションのGRI内容索引 c. 報告書が外部保証を受けている場合、外部保証報 告書の参照情報	_	GRIガイドライン対照表	
保証					
33	中核	a. 報告書の外部保証に関する組織の方針および現在の実務慣行 b. サステナビリティ報告書に添付された保証報告書内に記載がない場合は、外部保証の範囲および基準 c. 組織と保証の提供者の関係 d. 最高ガバナンス組織や役員が、組織のサステナビリティ報告書の保証に関わっているか否か	_	第三者意見	

ガバナンス					
項目	準拠	指標	掲載箇所		
			レポートスミセイ	ウェブサイト	
ガバナン	ンスの構	造と構成			
34	中核	a. 組織のガバナンス構造(最高ガバナンス組織の委員会を含む)。経済、環境、社会影響に関する意思決定の責任を負う委員会があれば特定	P76-77 P83-85	コーポレートガバナンス	
35	包括*	a. 最高ガバナンス組織から役員や他の従業員へ、経済、環境、社会テーマに関して権限委譲を行うプロセス	_	-	
36	包括*	a. 組織が、役員レベルの地位にある者を経済、環境、 社会テーマの責任者として任命しているか、その地位 にある者が最高ガバナンス組織の直属となっているか 否か	-	_	
37	包括*	a. ステークホルダーと最高ガバナンス組織の間で、経済、環境、社会テーマについて協議するプロセス。協議が権限移譲されている場合は、誰に委任されているか、最高ガバナンス組織へのフィードバック・プロセスがある場合は、そのプロセス。	P76-77 P83	相互会社の運営につい て コーポレートガバナンス	

		日숙 I* * 1 * = /미/# 1: 1 * * * * * * * * * * * * * * * * *	T	
		a. 最高ガバナンス組織およびその委員会の構成	P76-77	
38	包括*		P83-87	<u>コーポレートガバナンス</u>
<u></u>			P124-126	
		a. 最高ガバナンス組織の議長が執行役員を兼ねてい	P76-77	
39	包括*	るか否か(兼ねている場合は、組織の経営における役	P83-85	<u>経営管理体制</u>
		割と、そのような人事の理由)	F00 00	
]		a. 最高ガバナンス組織とその委員会のための指名・選		
40	包括*	出プロセス。また最高ガバナンス組織のメンバーの指	P83-84	<u>経営管理体制</u>
		名や選出で用いられる基準		
		a. 最高ガバナンス組織が、利益相反が排除され、マネ		
41	包括*	ジメントされていることを確実にするプロセスを報告す	P76-85	コーポレートガバナンス
		る。ステークホルダーに対して利益相反に関する情報 開示を行っているか		
日的福	医小体 一种 医	開示を行っているか   <b>あの設定における最高ガバナンス組織の役割</b>		
H H J / III		a. 経済、環境、社会影響に関わる組織の目的、価値、		
40	与红。	ミッション・ステートメント、戦略、方針、および目標、策	D0 E	△ 業理会 LOOD
42	包括 *	定、承認、更新における最高ガバナンス組織と役員の	P2-5	<u>企業理念とCSR</u>
		役割		
最高ガ	バナンス	組織の能力およびパフォーマンスの評価		
		a. 経済、環境、社会テーマに関する最高ガバナンス組		
43	包括 *	織の集合的知見を発展・強化するために講じた対策を	_	-
		報告する。		
		a. 最高ガバナンス組織の経済、環境、社会テーマのガ		
		バナンスに関わるパフォーマンスを評価するためのプロセス。当該評価の独立性が確保されているか否か、		
		ロセス。		
44	包括*	および評価の頻及。またヨ該評価が自己評価であるか。 否か。	P84	<u>主な機関の役割</u>
		b. 最高ガバナンス組織の経済、環境、社会テーマのガ		
		バナンスに関わるパフォーマンスの評価に対応して講		
<u></u>		じた措置。		
リスク・	マネジメン	トにおける最高ガバナンス組織の役割		
		a. 経済、環境、社会影響、リスクと機会の特定、マネジ		
	包括*	メントにおける最高ガバナンス組織の役割。デュー・デ		
		リジェンス・プロセスの実施における最高ガバナンス組		
45		織の役割を含める。	P76-88	<u>コーポレートガバナンス</u>
		b. ステークホルダーとの協議が、最高ガバナンス組織 による経済、環境、社会影響、リスクと機会の特定、マ		
	包括*	による経済、環境、任芸影響、リスクと機会の特定、マーネジメントをサポートするために活用されているか否		
		か。		
		a. 組織の経済、環境、社会的テーマに関わるリスク・マ		
46	包括*	ネジメント・プロセスの有効性をレビューする際に最高	P93-98	<u>リスク管理</u>
		ガバナンス組織が負う役割		
47	包括*	a. 最高ガバナンス組織が実施する経済、環境、社会影	P76-88	コーポレートガバナンス
		響、リスクと機会のレビューを行う頻度	1 70 00	= 110 17077X
サステフ	アヒリティ	報告における最高ガバナンス組織の役割 。 組織のサスニナビリニィ報告書のエオないビューや		
		a. 組織のサステナビリティ報告書の正式なレビューや 承認を行い、すべてのマテリアルな側面が取り上げら		
48	包括*	承認を行い、すべてのマナリアルな側面が取り上げら   れていることを確認するための最高位の委員会または	_	-
		れていることを確認するための最高位の安貞会または 役職		
経済. 現	環境、社会	□ 12·18 ミパフォーマンスの評価における最高ガバナンス組織の役	割	
	包括 *	a. 最高ガバナンス組織に対して重大な懸念事項を通知	P76-77	相互会社の運営につい
49	己拉本	するためのプロセス	7/0-//	<u></u>
]		a. 最高ガバナンス組織に通知された重大な懸念事項		
50	包括*	の性質と総数、およびその対応と解決のために実施し	_	-
40 TH :		<u>た</u> 手段		
報酬と	インセンテ	-		
	包括 *	a. 最高ガバナンス組織および役員に対する報酬方針		_
51	与任	b. 報酬方針のパフォーマンス基準が最高ガバナンス組	P124	
	包括 *	織および役員の経済、環境、社会目的にどのように関		-
		<u>係しているか</u> a. 報酬の決定プロセス		スチュワードシップ活 <u>動</u>
52	包括*	a. 和知の大化ノロビヘ	P83-85	ステュリートンツノ活動 の状況および議決権行
"2	C10 *		1 00 00	使の考え方について
	<b>5</b> 17 .	a. 報酬に関するステークホルダーの意見をどのように	504	
53	包括 *	求め考慮しているか	P84	<u>主な機関の役割</u>
-				

54	包括*	a. 組織の重要事業所があるそれぞれの国における最高給与受給者の年間報酬総額について、同じ国の全従業員の年間報酬総額の中央値(最高給与受給者を除く)に対する比率	-	-
55	包括*	a. 組織の重要事業所があるそれぞれの国における最高給与受給者の年間報酬総額の増加率について、同じ国の全従業員の年間報酬総額の中央値(最高給与受給者を除く)の増加率に対する比率	-	-

倫理と誠実性					
項目	準拠	指標		箇所	
			レポートスミセイ	ウェブサイト	
56	   中核	a. 組織の価値、理念および行動基準・規範(行動規 範、倫理規定など)	P2-5	<u>コーポレートガバナンス</u>	
56	中核 		P2-3	企業理念とCSR	
57	包括 *	a. 倫理的、法的行為や誠実性に関する事項について 助言を与えるため組織内外に設けてある制度(電話相 談窓口)	P89-90 P127-128	コンプライアンス	
58	包括 *	a. 非倫理的あるいは違法な行為についての懸念や、組織の誠実性に関する事項の通報のために組織内外に設けてある制度(ライン管理職による上申制度、内部告発制度、ホットラインなど)	P89-90 P127-128	<u>コンプライアンス</u>	

## ■特定標準開示項目

経済				
項目	準拠	指標	掲載箇所	
			レポートスミセイ	ウェブサイト
側面:紹	済パフォ	ナーマンス		
EC1		創出、分配した直接的経済価値	P34-42	<u>業績案内</u>
EC2		気候変動によって組織の活動が受ける財務上の影響、その他のリスクと機会	-	-
F02		確定給付型年金制度の組織負担の範囲	P139	_
EC3			P205	_
EC4		政府から受けた財務援助	1	_
側面:地	域での	存在感		
EC5		重要事業拠点における地域最低賃金に対する標準最低 給与の比率(男女別)	-	-
EC6		重要事業拠点における、地域コミュニティから採用した上 級管理職の比率	-	-
側面:間	接的な	怪済影響		
EC7		インフラ投資および支援サービスの展開と影響	P66-71 P129	<u>豊かな社会づくり</u> 社会貢献での取組み
EC8		著しい間接的な経済影響(影響の程度を含む)	_	_
側面:調	達慣行			
EC9		重要事業拠点における地元サプライヤーへの支出の比率	-	-

環境					
項目	準拠	指標	掲載箇所		
			レポートスミセイ	ウェブサイト	
側面:原	材料				
EN1		使用原材料の重量または量	P73	<u>環境パフォーマンスデー</u> タ	
EN2		使用原材料におけるリサイクル材料の割合	1	-	
側面:エ	ネルギー	-			
EN3		組織内のエネルギー消費量	P73	<u>環境パフォーマンスデー</u> タ	
EN4		組織外のエネルギー消費量	1	-	
EN5		エネルギー原単位	-	_	
EN6		エネルギー消費の削減量	P73	<u>環境パフォーマンスデー</u> タ	

EN7	製品およびサービスが必要とするエネルギーの削減量	P73	<u>省エネ・省資源への取組</u> <u>み</u>			
側面:水	<u> </u>					
EN8	水源別の総取水量	P73	<u>環境パフォーマンスデー</u> タ			
EN9	取水によって著しい影響を受ける水源	_	_			
EN10	リサイクルおよびリユースした水の総量と比率		_			
側面:生	物多様性					
EN11	保護地域の内部や隣接地域または保護地域外の生物多様性価値の高い地域に所有、賃借、管理している事業サイト	_	-			
EN12	保護地域や保護地域外の生物多様性価値の高い地域に おいて、活動、製品、サービスが生物多様性に対して及 ぼす著しい影響	P72	社会貢献での取組み			
EN13	保護または復元されている生息地	P72	社会貢献での取組み			
EN14	事業の影響を受ける地域に生息するIUCN レッドリストおよび国内保全種リスト対象の生物種の総数。これらを絶滅危険性のレベルで分類する	-	-			
側面:大	気への排出					
EN15	直接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ1)	P73	<u>環境パフォーマンスデー</u> <u>タ</u>			
EN16	間接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ2)	P73	<u>環境パフォーマンスデー</u> <u>タ</u>			
EN17	その他の間接的な温室効果ガス(GHG)排出(スコープ3)	_	-			
EN18	温室効果ガス(GHG)排出原単位		- - - - -			
EN19	温室効果ガス(GHG)排出量の削減量	P73	社会貢献での取組み			
EN20 EN21	オゾン層破壊物質(ODS)の排出量 NOX、SOX、およびその他の重大な大気排出		_			
EN22	水質および排出先ごとの総排水量	_	_			
EN23	種類別および処分方法別の廃棄物の総重量	=	_			
EN24	重大な漏出の総件数および漏出量	-	_			
EN25	バーゼル条約2付属文書I、II、III、VII に定める有害廃棄物の輸送、輸入、輸出、処理重量、および国際輸送した廃棄物の比率	-	-			
EN26	組織の排水や流出液により著しい影響を受ける水域なら びに関連生息地の場所、規模、保護状況および生物多様 性価値	-	-			
側面:製	品およびサービス					
EN27	製品およびサービスによる環境影響緩和の程度	P73	<u>社会貢献での取組み</u>			
EN28	使用済み製品や梱包材のリユース、リサイクル比率(区 分別)	_	_			
側面:コン	レプライアンス					
EN29	環境法規制の違反に関する高額罰金の額、罰金以外の制裁措置の件数	該当なし	該当なし			
側面:輸						
EN30	製品の輸送、業務に使用するその他の物品や原材料の輸送、従業員の移動から生じる著しい環境影響	_	_			
側面:環	境全般					
EN31	環境保護目的の総支出と総投資(種類別)	P129	_			
	プライヤーの環境評価					
EN32	環境クライテリアにより選定した新規サプライヤーの比率		-			
EN33	サプライチェーンにおける著しいマイナス環境影響(現実 的、潜在的なもの)、および行った措置		-			
側面:環	境に関する苦情処理制度					
EN34	環境影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度を通じて 申立、対応、解決を行ったものの件数	該当なし	該当なし			

社会						
労働慣	行とディー	ーセント・ワーク				
項目	準拠	指標	掲載箇所			
			レポートスミセイ	ウェブサイト		
側面:層	<b>【用</b>					
LA1		従業員の新規雇用者と離職者の総数と比率(年齢、性別、地域による内訳)	P108	-		
LA2		派遣社員とアルバイト従業員には支給せず、正社員に支給する給付(主要事業拠点ごと)	P62-65	<u>働きやすい職場環境</u>		
LA3		出産・育児休暇後の復職率と定着率(男女別)	_	-		
側面:党	使関係					
LA4		業務上の変更を実施する場合の最低通知期間(労働協  約で定めているか否かも含む)	-	-		
側面:党	働安全					
LA5		労働安全衛生プログラムについてモニタリング、助言を行う労使合同安全衛生委員会に代表を送る母体となっている総労働力の比率	-	-		
LA6		傷害の種類と、傷害・業務上疾病・休業日数・欠勤の比率 および業務上の死亡者数(地域別、男女別)	-	-		
LA7		業務関連の事故や疾病発症のリスクが高い労働者数	_	<u>従業員の健康増進</u>		
LA8		労働組合との正式協定に定められている安全衛生関連 のテーマ	-	-		
側面:码	F修および					
LA9		従業員一人あたりの年間平均研修時間(男女別、従業員 区分別)	-	-		
LA10		スキル・マネジメントや生涯学習のプログラムによる従業員の継続雇用と雇用終了計画の支援	P16-18 P62-65	多様な人材の活躍		
LA11		業績とキャリア開発についての定期的評価を受けている 従業員の比率(男女別、従業員区分別)	P62-65	多様な人材の活躍 キャリア形成サポート		
側面:多	5様性と	幾会均等				
LA12		ガバナンス組織の構成と従業員区分別の内訳(性別、年齢、マイノリティーグループその他の多様性指標別)	P63 P86-87	-		
側面:男	女同一	報酬				
LA13		女性の基本給と報酬総額の対男性比(従業員区分別、主要事業拠点別)	-	-		
側面:サプライヤーの労働慣行評価						
LA14		労働慣行クライテリアによりスクリーニングした新規サプラ イヤーの比率	-	-		
LA15		サプライチェーンでの労働慣行に関する著しいマイナス影響(現実のもの、潜在的なもの)と実施した措置		_		
側面:党	側面:労働慣行に関する苦情処理制度					
LA16		労働慣行に関する苦情で、正式な苦情処理制度により申 立、対応、解決を図ったものの件数	該当なし	該当なし		
1 1/2=						

人権						
項目	<b>準拠</b>	指標	掲載箇所			
			レポートスミセイ	ウェブサイト		
側面:投	資					
HR1		重要な投資協定や契約で、人権条項を定めているもの、  人権スクリーニングを受けたものの総数とその比率	-	<u>働きやすい職場環境</u>		
HR2		業務関連の人権側面についての方針、手順を内容とする 従業員研修を行った総時間(研修を受けた従業員の比率 を含む)	-	働きやすい職場環境		
側面:被	差別					
HR3		差別事例の総件数と実施した是正措置	1	-		
側面:紀	側面:結社の自由と団体交渉					
HR4		結社の自由や団体交渉の権利行使が、侵害されたり著しいリスクにさらされているかもしれないと特定された業務やサプライヤー、および当該権利を支援するために実施した対策	-	-		

側面:児	<b>己童労働</b>			
HR5	児童労働事例に関して著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤー、および児童労働の効果的な根絶のために実施した対策	-	-	
側面:強	<b>食制労働</b>			
HR6	強制労働事例に関して著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤー、およびあらゆる形態の強制労働を撲滅するための対策	-	1	
側面:係	安慣行			
HR7	業務関連の人権方針や手順について研修を受けた保安 要員の比率	-	1	
側面:先	<b>- 住民の権利</b>			
HR8	先住民族の権利を侵害した事例の総件数と実施した措置	該当なし	該当なし	
側面:人	· 人権評価			
HR9	人権レビューや影響評価の対象とした業務の総数とその 比率	-	-	
側面:サ	ナプライヤーの人権評価			
HR10	人権クライテリアによりスクリーニングした新規サプライ ヤーの比率	-	-	
HR11	サプライチェーンにおける人権への著しいマイナスの影響 (現実のもの、潜在的なもの)および実施した措置	_	-	
側面:人権に関する苦情処理制度				
HR12	人権影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度により申 立、対応、解決を図ったものの件数			

社会	社会				
項目	準拠	指標	掲載箇所		
			レポートスミセイ	ウェブサイト	
側面:地	地域コミュ	ニティ			
SO1		事業のうち、地域コミュニティとのエンゲージメント、影響 評価、コミュニティ開発プログラムを実施したものの比率	-	_	
SO2		地域コミュニティに著しいマイナスの影響(現実のもの、潜 在的なもの)を及ぼす事業	-	-	
側面: 廢	<b>関助防止</b>				
SO3		腐敗に関するリスク評価を行っている事業の総数と比率、 特定した著しいリスク	-	-	
SO4		腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修	P89-90	<u>コンプライアンス</u>	
SO5		確定した腐敗事例、および実施した措置	該当なし	該当なし	
側面:公	<b>计政策</b>				
SO6		政治献金の総額(国別、受領者・受益者別)	ı	_	
側面:反	<b>え競争的</b>	行為			
S07		反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により法的措置を 受けた事例の総件数およびその結果	該当なし	該当なし	
側面:コ	ンプライ	アンス			
SO8		法規制への違反に対する相当額以上の罰金金額および 罰金以外の制裁措置の件数	該当なし	該当なし	
側面:サ	側面:サプライヤーの社会への影響評価				
SO9		社会に及ぼす影響に関するクライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率	-	-	
SO10		サプライチェーンで社会に及ぼす著しいマイナスの影響 (現実のもの、潜在的なもの)および実施した措置	-	-	
側面:社	側面:社会への影響に関する苦情処理制度				
SO11		社会に及ぼす影響に関する苦情で、正式な苦情処理制 度に申立、対応、解決を図ったものの件数	該当なし	該当なし	

製品責	製品責任				
項目	準拠	指標	掲載箇所		
			レポートスミセイ	ウェブサイト	
側面:屬	軽の安:	全衛生			
PR1		主要な製品やサービスで、安全衛生の影響評価を行い、 改善を図っているものの比率	P44-51	お客さま満足の向上	
PR2		製品やサービスのライフサイクルにおいて発生した、安全衛生に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数(結果の種類別)	-	-	
側面:象	品および	<b>ゾ</b> サービスのラベリング			
PR3		組織が製品およびサービスの情報とラベリングに関して 手順を定めている場合、手順が適用される製品および サービスに関する情報の種類と、このような情報要求事 項の対象となる主要な製品およびサービスの比率	P58-59	<u>お客さま満足の向上</u>	
PR4		製品およびサービスの情報とラベリングに関する規制ならびに自主的規範の違反事例の総件数(結果の種類別)	_	-	
PR5		顧客満足度調査の結果	P44-47	お客さま満足の向上	
側面:マ	<u> アティーケティ</u>	ング・コミュニケーション			
PR6		販売禁止製品、係争中の製品の売上	P90	<u>コンプライアンス</u> スミセイの勧誘方針	
PR7		マーケティング・コミュニケーション(広告、プロモーション、スポンサー活動を含む)に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数(結果の種類別)	該当なし	該当なし	
側面:顧客プライバシー					
PR8		顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関し て実証された不服申立の総件数	該当なし	該当なし	
側面:コ	側面:コンプライアンス				
PR9		製品およびサービスの提供、使用に関する法律や規制の違反に対する相当額以上の罰金金額	該当なし	該当なし	

## 金融サービス業業種別補足文章

項目	準拠	指標	掲載箇所			
			レポートスミセイ	ウェブサイト		
1. 製品	およびサ	ービスの影響(金融業特有のマネジメント・アプローチに関	する開示)			
FS1	中核	さまざまな事業領域に適用される、特有の環境的および社会的構成要素に関する方針	P2-3 P72	<u>企業理念とCSR</u> スミセイ環境方針		
FS2	中核	さまざまな事業領域における環境的および社会的リスク の評価と審査のためのプロセス	P93-98	<u>リスク管理</u>		
FS3	中核	合意または商取引によるものを含め、環境的および社会 的要求事項に対する、顧客の実施と遵守の状況を監視す るためのプロセス	P93-98	リスク管理		
FS4	中核	さまざまな事業領域に適用する、環境的および社会的方針および手順を実行するスタッフの能力向上のためのプロセス	-	-		
FS5	中核	環境的および社会的リスクと機会に関する顧客、被投資企業、取引先との相互作用(対話・協調等)	P93-100	<u>リスク管理</u>		
		ービスの影響(パフォーマンス指標)				
側面:製	出ポート	ンフォリオ				
FS6	中核	地域別、規模別(例えば、零細、中小、大規模)、業種別 に、事業領域毎のポートフォリオの割合	-	-		
FS7	中核	目的別に区分された各事業領域のために、具体的な社会的便益を生み出すよう設計された、製品およびサービスの金額	-	-		
FS8	中核	目的別に区分された各事業領域のために、具体的な環境的便益を生み出すよう設計された、製品およびサービスの金額	-	-		
側面:監	侧面:監査					
FS9	中核	環境的および社会的方針ならびにリスクアセスメント手順 の実施状況に関する監査の適用範囲および頻度	P93-98	<u>リスク管理</u>		
側面:行	動的な	朱式所有				
FS10	中核	報告組織が環境的および社会的課題について相互作用 (対話等)のある(機関)投資のポートフォリオに含まれる企 業の割合と数	-	-		

FS11	中核	環境的もしくは社会的課題についてポジティブおよびネガ ティブスクリーニングをかけた資産項目の割合	-	-	
FS12	中核	報告組織が議決または議決権行使への助言の権利を有する株式に関わる、環境あるいは社会的課題に関する議 決権行使の方針	P32	-	
3. 社会	(パフォー	-マンス指標)			
側面:コ	ミュニテ	1			
FS13	中核	過疎地や経済的に恵まれない地域へのアクセスポイント (事業拠点や窓口)	P22-25	-	
FS14	中核	不利な立場にある人々への金融サービス改善に向けた 率先した活動	P22-25	-	
4. 製品	4. 製品責任(マネジメントアプローチ)				
FS15	中核	商品やサービスの公平(適正)な企画ならびに販売に関 する方針	P99-100	_	
5. 製品責任(パフォーマンス指標)					
側面:製	側面:製品およびサービスのラベリング				
FS16	中核	率先して行う、受益者タイプ別の金融リテラシー強化に向けた活動	_	金融教育	